

持続可能な本道畑作・野菜政策の確立等に関する提言

本道畑作農業は、専門的な農家を主体として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のもとで、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、T P P 合意内容では、畑作物は大幅な関税引き下げや新たな輸入枠の設定などで国内農産物の価格が引き下がる懸念があります。さらに、野菜ではほとんど品目が即時関税撤廃され、また、畑作物でも調製品の関税撤廃、輸入枠の設定などで国産需要を奪われる危険性があり、本道農業における適正な輪作体系や安定的な食料供給に影響を及ぼしかねません。

このため、食料基地北海道として、将来に渡り土地利用型畑作農業の持続的な発展が図られる本道畑作政策の拡充・強化が求められています。また、野菜においては、消費者への安全・安心な国産野菜の安定的な供給や野菜生産農家の経営安定の確保を図る観点から、野菜政策の強化が求められています。

ついては、持続可能な本道畑作・野菜政策の確立に向けて、生産現場の意見を十分踏まえ、万全な政策が講じられるよう下記のとおり要請致します。

記

I. T P P 断固反対、畑作物の適切な国境措置の確保

本道農業に極めて大きな影響が懸念され、国会決議に反するT P P 協定の国会承認は絶対に行わないこと。

また、各国とのE P A / F T A 交渉に当たっては、麦、砂糖、でん粉など重要品目の関税撤廃の対象から除外するなど毅然とした姿勢で対応し、畑作物・野菜の適切な国境措置を堅持すること。

II. 持続的な畑作農業政策の確立に向けた施策の拡充・強化

1. 経営所得安定対策等の拡充・強化

- 1) 生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むため、畑作物の再生産と生産者の所得が確保されるよう十分な予算を確保し、経営所得安定対策への拡充・強化を図ること。
- 2) 収入減少影響緩和対策については、対象作物ごとの単品加入や単品支払が可能となる制度の改善を図ること。
- 3) 麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょなど土地利用型作物を基本とした合理的な輪作体系を確立し、持続可能な畑作農業の確立を図るため、畑地に対する産地交付金の予算を確保すること。

2. 産地パワーアップ事業の弾力的運用

産地パワーアップ事業については、政策目標の緩和など生産現場で活用できる事業内容に改善し、食料基地である北海道農業の持続的な発展を図ること。

3. 畑作物の生産振興策の充実・需要確保対策の強化

<てん菜・馬鈴しょ対策>

- 1) 基本計画の生産目標で示す作付面積及び指標面積にそって生産された原料てん菜については、政策支援数量64万トンを超えた場合でも満額直接支払交付金を支払うとともに、円滑な砂糖流通が図られる体制を構築すること。
- 2) 糖価調整制度の安定的な運営を図るため、砂糖に関する正しい情報発信などを行うもとで、砂糖需要の拡大を図る対策を講ずること。
- 3) 本道畑作農業の輪作体系に重要な作物であるてん菜・馬鈴しょでん粉の作付確保・安定生産を図るため、生産振興に係る十分な予算を確保すること。
併せて、作業の共同化・外部化などによる労働力確保や農業機械の導入・更新による省力化など、コスト低減対策を強化すること。
- 4) ジャガイモシロシストセンチュウについては、洗浄施設の整備をはじめ、抵抗性品種導入の目標時期の提示や検疫検査の徹底など国による万全な蔓延防止・根絶対策を講ずるとともに、恒久的な対策として予算を措置すること。
また、馬鈴しょの作付制限による経済的な損失に対して生産者への補償措置を講ずること。

<麦対策>

- 1) 国産麦の安定供給を図るため、国家貿易品目と内麦優先の原則を堅持し、食料自給率向上に資する国産麦の生産振興への十分な予算を確保すること。
- 2) 国産麦の需要拡大・定着を図るため、パン・中華めん用への生産振興策を継続・強化すること。

<豆類対策>

- 1) 基本計画の目標に沿って生産された大豆が確実に流通されるよう、輸入品からの置き換えや国産大豆の利用促進を図る需要拡大対策を講ずること。
- 2) 雑豆の円滑な流通を図るため、国産雑豆の需要拡大対策や加糖あん調製品の輸入抑制対策を講ずること。

Ⅲ. 野菜政策の強化を図る支援策の拡充・強化

1. 環境保全型農業直接支払制度における野菜生産への支援策の強化

環境保全型農業直接支払制度については、対象要件（減肥・減農薬の5割削減）の緩和を図るとともに、野菜への支援単価の大幅な引き上げなど要件を改善し、クリーン農業等自然循環型の野菜生産者に対する支援策を強化すること。

2. 生産費を償う保証基準額の設定など野菜価格安定制度の拡充・強化

本道野菜の再生産の確保と野菜価格の安定を図るため、生産コストに見合う保証基準額の設定や対象品目の拡大とともに、国と生産者の拠出による制度設計とするなど現行の野菜価格安定制度を拡充・強化すること。

3. 本道野菜の安全・安定供給等に係る支援策の拡充

1) 消費地への本道野菜の安定供給を図るため、トラック輸送やJR貨物などによる円滑な流通に向けて、国の支援による輸送体制を強化すること。特に、遠隔地輸送に対する国の運賃助成などの支援策を講ずること。

2) 国産野菜の生産体制の強化に向けて、国産野菜の出荷リレーによる周年供給体制の整備などの施策を強化すること。

併せて、簡易な生産資材の活用など流通経費の低減、生産資材費増加に対する生産者への負担軽減策を講ずること。

3) 加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、輸入野菜の代替を図るため、品目ごとの生産実態に即した面積要件の見直しなどを行うとともに、十分な予算を確保して恒久的な事業として推進すること。

Ⅳ. 畑作・野菜農家の経営に資する収入保険制度の導入

収入保険制度の導入に当たっては、多様な農業生産者が加入できる対象要件とするとともに、加入者の掛け金の負担軽減及び十分な補償水準となるよう万全な国の助成措置を講ずること。

また、農業共済制度など現行の経営セーフティネット対策は継続すること。

2016（平成28）年 7月 日

北海道農民連盟

委員長 石川 純雄